

寒河江市緊急事業継続給付金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下同じ。）の感染拡大に伴い、団体での飲食及び旅行の自粛ムードが広まった影響により、営業努力をしても売上が回復せず、厳しい経営状況が続いている市内で事業を営む事業者の事業継続を支援するため、予算の範囲内において給付金を交付することに関し、寒河江市補助金等に係る予算の執行の適正化に関する規則（平成6年寒河江市規則第17号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者等)

第2条 給付金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内に本社又は本店があり、かつ、市内に有する事業所で営業収入を得ている事業者であること。
- (2) 主たる事業が、飲食業、宿泊業（主に観光客及びビジネス客を対象とした施設に限る。）、運転代行業、旅行業、タクシー業若しくは貸切バス業のいずれかに該当する事業者又はこれらの事業者からの売上が年間売上額の3割以上であると市緊急経済対策事業実行委員会が認める卸売業、小売業、製造業、サービス業、物品賃貸業のいずれかに該当する事業者であること。ただし、飲食スペースの床面積が50平方メートル以上ある場合は、主たる事業の内容にかかわらず飲食業とみなすものとする。
- (3) 令和2年以前から事業収入を得ており、確定申告又は住民税申告を行って

いる事業者（新型コロナウイルス感染症の影響により、確定申告又は住民税申告が未済の場合は申告後に申請するものとする。）又は令和3年2月までに創業し、申請時点で寒河江市商工会の会員である事業者であること。

(4) 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和3年2月から同年4月までのいずれか1カ月間（以下「売上比較対象月」という。）の売上げが、前年又は前々年の同月と比較して3割以上減少した事業者であること。この場合において、令和2年5月以降に市内において事業を開始した事業者については、市内において事業を開始した月から令和3年3月までのいずれか1カ月の売上げと売上比較対象月の売上げとを比較するものとする。

(5) 新型コロナ対策宣言店又は新型コロナ感染予防対策を実施している事業者であること。

(6) 現に営業活動を行っており、今後も経営を継続する意思のある事業者（行政からの営業自粛要請により休業中の者も含む。）であること。

(7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を行う事業者でないこと。

(8) 寒河江市暴力団排除条例（平成24年市条例第16号）第2条第2号に規定する暴力団員及び同条第3号に規定する暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していないこと。

2 前項第1号における「有する事業所」とは、交付対象者が所有又は賃貸借契約を締結している事業用の家屋等とする。

（給付金の額）

第3条 給付金の額は、別表1に掲げる額とする。

2 給付金の交付は、同一事業所に対して1回を限度とする。

（給付金交付申請書）

第4条 給付金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、規則

第5条の規定にかかわらず、寒河江市緊急事業継続給付金交付申請書兼請求書（様式第1号）に次の書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 給付金振込先口座の通帳の写し（全業種）
- (2) 収容定員がわかる旅館業許可証の写し等（宿泊業のみ）
- (3) 保有車両台数がわかる届出書、認定申請書の写し又は損害保険等の書類の写し（タクシー業、運転代行業及び貸切バス業のみ）
- (4) 常用雇用者数（経営者及び専従者を除く。）がわかる雇用保険被保険者資格取得確認通知書、健康保険証の写し等（常用雇用従業員がいる飲食業、旅行業、運転代行業、卸売業、小売業、サービス業、製造業及び物品賃貸業のみ）
- (5) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 申請期間は、市長が別に定める期間とする。

（給付金の交付の決定）

第5条 市長は、給付金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う関係者からの意見聴取等により、当該申請に係る給付金の交付の可否を決定する。

2 市長は、前項の規定により給付金を交付することを決定したときは、速やかに交付すべき給付金の額を確定し、規則第8条の規定にかかわらず、寒河江市緊急事業継続給付金交付決定兼交付額確定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定により給付金を交付しないことを決定したときは、寒河江市緊急事業継続給付金交付不承認決定通知書（様式第3号）により、その旨及び理由を明示し、申請者に通知するものとする。

（給付金の交付決定の取消し）

第6条 市長は、交付対象者が虚偽その他不正の手段により給付金の交付を受け

たときは、交付決定を取り消し、給付金の一部又は全額を返還させることができるものとする。

(帳簿等の保管)

第7条 給付金の交付を受けた者は、次に掲げる書類を整備し、給付金の交付を受けた日が属する年度の翌年度の4月1日から起算して5年間保管しなければならない。

- (1) 売上の減少状況が確認できる帳簿等の写し
- (2) 事業内容や営業実態が確認できるもの

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年3月18日から施行する。

別表 1 (第 3 条関係)

業 種	給 付 額 等	
宿泊業 (主に観光客及びビジネス客を対象とした施設に限る。)	1 施設あたりの収容定員数	給 付 額
	10 人以下	30 万円
	11 人～50 人	50 万円
	51 人～80 人	80 万円
	81 人～100 人	125 万円
	101 人以上	250 万円
タクシー業	1 事業者あたり 20 万円 保有車両台数 1 台あたり 5 万円を加算	
運転代行業	1 事業者あたり 20 万円 保有車両台数 1 台あたり 4 万円を加算した額又は常用雇用従業員 1 名 (経営者及び専従者を除く。) につき 10 万円を加算 (加算上限額は 30 万円) した額のいずれか高い方の額とする。	
貸切バス業	1 事業者あたり 20 万円 保有車両台数 1 台あたり大型は 25 万円、中型以下は 15 万円を加算	
飲食業、旅行業	1 店舗あたり 20 万円 常用雇用従業員 1 名 (経営者及び専従者を除く。) につき 10 万円を加算 (加算上限額は 30 万円)	
上記の業種との取引率が 30% を超える卸売業、小売業、サービス業、製造業、物品賃貸業	1 店舗あたり 20 万円 常用雇用従業員 1 名 (経営者及び専従者を除く。) につき 10 万円を加算 (加算上限額は 30 万円)	